

職員の懲戒処分について（平成30年11月教育委員会議定例会）（議案第30号関係）

No.	No. 1
処分年月日	平成30年11月19日
処分の種類	戒告
処分の理由	生徒に対する体罰 (事件・事故の概要) 被処分者は、次の体罰を行った。 (1) 平成30年5月下旬又は6月上旬頃、授業中に後ろを向いて話をしていた1年生の男子生徒1名に対して注意する際、当該生徒の耳を右手で引っ張った。 (2) 平成30年9月上旬頃、授業中に後ろを向いて話をしていた3年生の男子生徒1名に対して注意する際、頭を右の手の平で1回叩いた。 (3) 平成30年9月下旬頃、始業前に指導をしていた時に、後ろを向いていた1年生の男子生徒1名に対して注意する際、耳を左手で引っ張った。 (4) 平成30年10月11日(木)、授業中、課題進捗等について注意を受けた1年生の男子生徒1名が指示に従わなかったことに対し、左手で当該生徒の顎を掴み、体がのけぞるまで押し、さらに、右手で当該生徒の胸ぐらを掴み上げた。
事件発生日 年 月 日	(1) 平成30年5月下旬又は6月上旬頃 (2) 平成30年9月上旬頃 (3) 平成30年9月下旬頃 (4) 平成30年10月11日(木)
被処分者の 年 齢	50歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	中学校
被処分者の職	教諭
備 考	県南教育事務所管内

職員の懲戒処分について（平成30年11月教育委員会議定例会）（議案第31号関係）

No.	No.2
処分年月日	平成30年11月19日
処分の種類	停職4月
処分の理由	<p>同僚職員及び教育実習生に対する傷害</p> <p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、平成30年6月29日(金)、勤務校における教育実習生を慰労する懇親会後の有志による2次会会場の飲食店において、突然近くにいた教育実習生1名の腕を数回ひねり上げ、頭部を1回殴るとともに、周りにいた者が止めに入った際にテーブルの上にあった箸立等を投げつけ破損し、教育実習生に対する行為を制止しようとした教諭1名の顔等を複数回殴るなどの行為に及び、被害教諭に鼻骨骨折等の傷害を負わせたものである。</p> <p>また、これらの行為を制止しようとした他の教職員2名に打撲の傷害を負わせたものである。</p>
事件発生日 年 月 日	平成30年6月29日(金)
被処分者の 年 齢	48歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	県北教育事務所管内